

# 「年金ライフガイド」(2024年4月版) 【追補】

## 雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和6年8月)

(30頁) 表1が次のように変わりました。

●表1 基本手当の給付率(令和6年8月～令和7年7月、毎年8月に見直し)

賃金日額	2,869円以上 5,200円未満	5,200円以上 11,490円以下	11,490円超 12,790円以下	12,790円超
60歳未満	80%	80%～50%		50%
60歳以上65歳未満	80%	80%～45%	45%	

※賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は45～59歳 17,270円、60～64歳 16,490円、基本手当日額は45～59歳 8,635円、60～64歳 7,420円です。

## 雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更(令和6年8月)

(33頁) 本文中、中段右から3行目・15行目・18行目および下段右から15行目の「37万452円」が「37万6,750円」になります。